

杜の都環境プラン
(仙台市環境基本計画)
改定中間案 (案)

抜粋版

- ・今回の改定において修正予定の箇所に下線を引いています。
- ・本文中、「○○○○*」とある用語は、巻末の「用語解説」に説明を記載予定ですが、本資料では省略しています。

目次

第1章	はじめに	1
1	位置づけ・役割	1
2	計画期間	1
3	計画の構成	2
第2章	改定にあたって	3
1	改定の背景	3
2	今後の方向性	9
第3章	目指す環境都市像	11
1	環境都市像	11
2	環境都市像の実現に向けた施策体系	12
第4章	分野別の環境施策	13
1	脱炭素都市づくり	13
2	自然共生都市づくり	23
3	資源循環都市づくり	32
4	快適環境都市づくり	38
5	行動する人づくり	46
第5章	重点的な取り組み	53
1	輝く！グリーン&クリーン都市プロジェクト	54
2	つながる！エネルギー循環プロジェクト	55
3	広がる！エコアクションプロジェクト	56
第6章	推進のための取り組み	57
1	環境配慮の指針	57
2	計画の推進体制	66
3	計画の進行管理	67
4	市の率先行動の推進	67
5	SDGs との関係	68
資料編		70
1	用語解説	70
2	定量目標一覧	77
3	審議の経過	79
4	仙台市環境審議会委員名簿	80
5	計画改定に向けた市民参画の取り組み	82
6	仙台市環境基本条例	86

第1章 はじめに

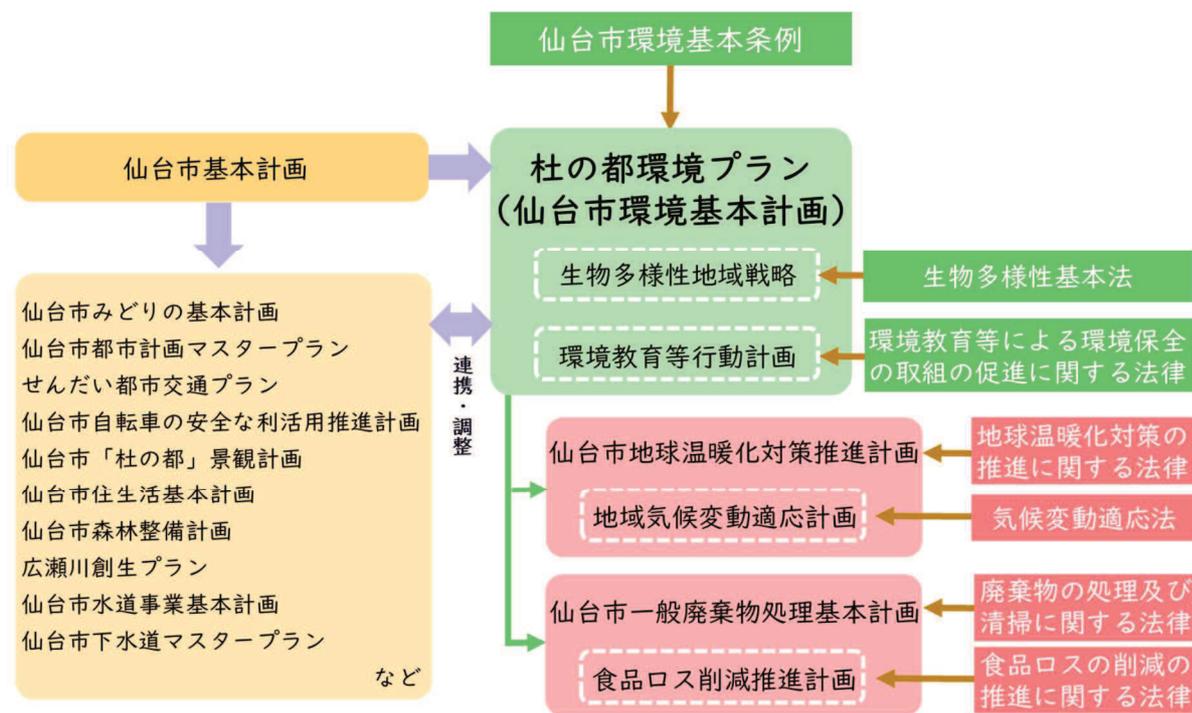
1 位置づけ・役割

「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」は、仙台市環境基本条例第8条に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向を定めるものであり、市・市民・事業者等が一体となって杜の都の環境づくりを進める上で、道しるべとなるものです。

本市の計画体系の中では、本計画は「仙台市基本計画」で掲げる環境面からの目指す都市の姿「杜の恵みと共に暮らすまち」を実現するための計画として位置づけられます。

各法令の規定により、策定が義務づけられている「地球温暖化対策推進計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」については、本計画の個別計画として位置づけます。策定が努力義務とされる「生物多様性地域戦略」及び「環境教育等行動計画」については、本計画に内包します。なお、「地域気候変動適応計画」については「仙台市地球温暖化対策推進計画」に、「食品ロス削減推進計画」については「仙台市一般廃棄物処理基本計画」にそれぞれ内包します。

また、「仙台市みどりの基本計画」や「仙台市都市計画マスタープラン」等の関連計画についても、各計画に基づく施策や事業が本計画の考え方や方向性に沿って進められるよう、連携・調整を図ります。



2 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、計画期間中も、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。計画期間の中間年度である令和7年度（2025年度）には、計画の中間評価を行います。

3 計画の構成

第1章 はじめに

位置づけ・役割、計画期間、計画の構成

第2章 改定にあたって

改定の背景(環境施策をとりまく動向、これまでの取り組み、仙台市の強み)

今後の方向性

第3章 目指す環境都市像

杜の恵みを活かした、持続可能なまち

目指すまちのあり方

「全ての主体が環境のことを考え、行動するまち」を目指します

「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」を目指します

「環境への取り組みが新たな価値を生み、成長を促すまち」を目指します

環境都市像の実現に向けた取り組み

第4章 分野別の環境施策

脱炭素都市づくり

自然共生都市づくり

資源循環都市づくり

快適環境都市づくり

行動する人づくり

目指す3つのまちのあり方の具現化に向け、特に効果的な施策を組み合わせ

第5章 重点的な取り組み

輝く！グリーン&クリーン都市プロジェクト

つながる！エネルギー循環プロジェクト

広がる！エコアクションプロジェクト

第6章 推進のための取り組み

- 環境配慮の指針（主体別の環境配慮行動の指針、土地利用における環境配慮の指針）
- 計画の推進体制（市民協働による推進、市役所内の横断的連携、近隣自治体等との連携）
- 計画の進行管理
- 市の率先行動の推進
- SDGs*との関係

第2章 改定にあたって

1 改定の背景

(1) 環境施策をとりまく動向

① 社会状況の変化

本市のまちづくりの前提となる社会状況は大きな変化を迎えています。

日本全体では人口減少が進む中、本市の人口は、これまで増加傾向にありましたが、近い将来にピークを迎えた後、減少していくことが見込まれています。本市の人口構造は、高齢者の割合が他の政令指定都市に比べて低いものの、令和2年(2020年)には4人に1人が高齢者になるなど、少子高齢化が進行しています。一方、外国人住民や留学生数は増加傾向にあり、今後さらに国際化が進むことが予想されます。

本市の産業構造は、市内に本社を置く企業のほとんどが中小企業であり、約9割が小売業や飲食業などの第3次産業が占めています。また、支店の占める割合は政令指定都市の中で最も高く、市内事業所の所得が本社等のある市外へ流出していることが課題となっています。市内総生産は、震災からの復興需要を背景として、平成24年度(2012年度)以降増加しましたが、近年は横ばいの状況にあり、今後、人口構造の変化に伴う労働力の減少や消費行動の低下等が懸念されます。

令和2年(2020年)には、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、本市においても市民生活や地域経済に大きな影響をもたらしました。令和5年(2023年)からは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となったことで感染対策が緩和され、まちは活気を取り戻しつつありますが、今後も基本的な感染対策を図りながら、環境に配慮した社会・経済活動を推進していくことが求められます。

社会・経済活動の基盤となる環境面においては、喫緊の課題である地球温暖化対策をはじめ、生物多様性*の確保、プラスチックごみや食品ロス*への対応など、その課題は多岐にわたっており、これらの課題は、社会・経済分野とも深く関わっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大による社会状況の変化は、温室効果ガス*やごみの排出状況等にも影響を及ぼしましたが、こうした経験を踏まえながら、今後は、環境面のみならず、社会・経済面をも考慮した、新たな視点・考え方で取り組みが求められます。

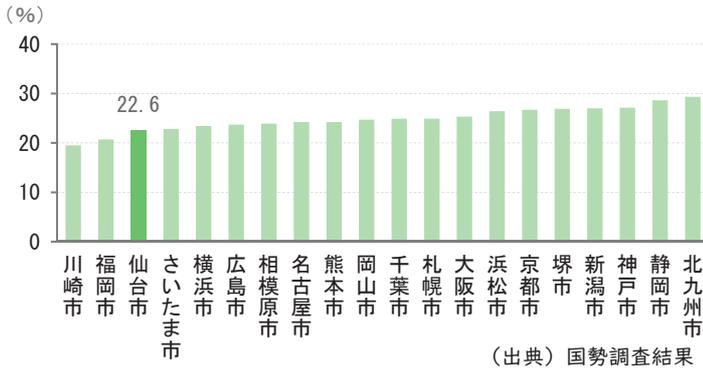
本市における人口の推移と見込み



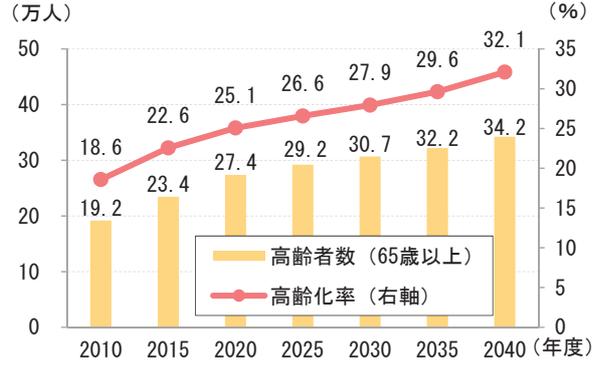
※2020年以降は推計値

(出典) 国勢調査結果(1970-2015年)、まちづくり政策局資料(2020年以降)

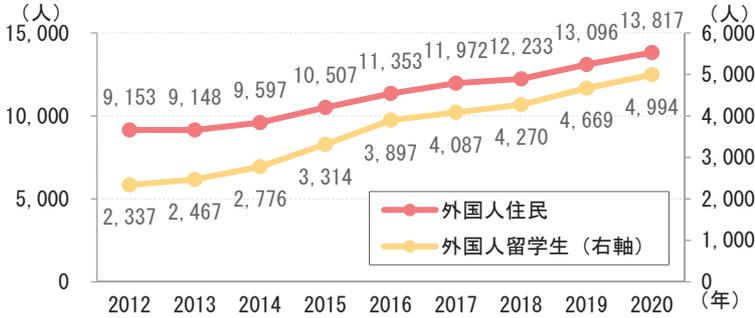
各政令指定都市における高齢者の割合（平成27年（2015年））



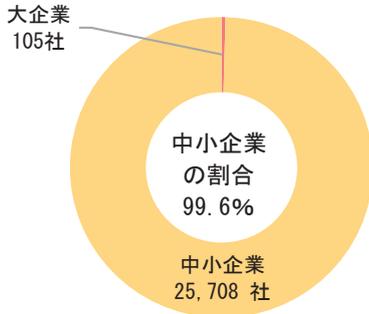
本市の高齢者数と高齢者の割合（高齢化率）の推移



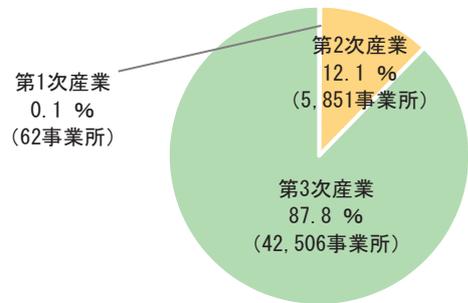
本市の外国人住民及び留学生数の推移



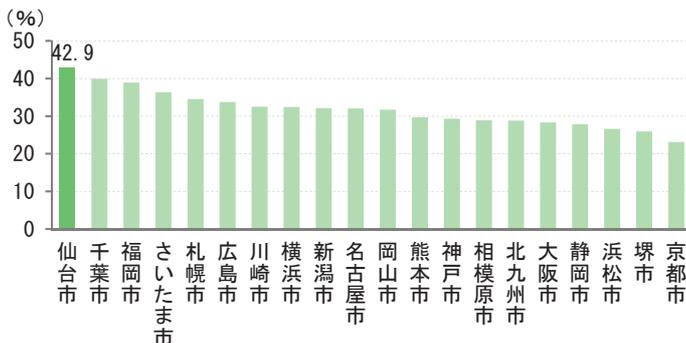
本市に本社を置く企業の規模別構成比（平成28年（2016年））



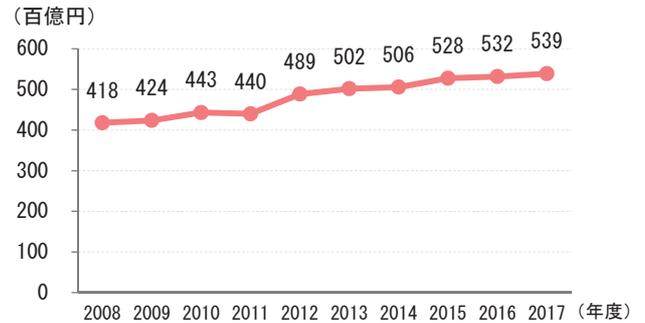
本市の産業別構成比（平成28年（2016年））



各政令指定都市における支店等の割合（平成28年（2016年））



市内総生産（名目）の推移



② 持続可能な社会に向けた世界の動き

快適で豊かな暮らしや営みが行われながら、環境への負荷が小さく、持続的な発展が可能な社会（持続可能な社会）に向けた動きは、昭和 40～60 年代（1970～80 年代）に、地球規模での環境問題が深刻化する中で、「持続的な発展のためには、地球環境の保全が重要」との考え方が広まったことに端を発しています。平成 4 年（1992 年）の「国連環境開発会議（地球サミット）」では、「環境と開発に関するリオ宣言」等が採択され、この考え方が世界共通の行動原則として具体化されました。こうした動きは、国や各自治体における環境基本法や環境基本条例等の制定、環境基本計画の策定へとつながっています。

近年、持続可能な社会に向けた世界の動きは拡大しており、平成 27 年（2015 年）には、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動*など、世界規模で深刻化する様々な課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals*）」が国連で採択されました。

世界的に喫緊の課題である地球温暖化対策に向けては、平成 28 年（2016 年）に「京都議定書」以降の新たな枠組みとして「パ

リ協定*」が発効しました。パリ協定では、今世紀後半に温室効果ガス*排出量実質ゼロを目指すこと等が定められ、各国の対策が加速しており、わが国においても令和 2 年（2020 年）10 月に、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことの宣言がなされました。さらに、令和 3 年（2021 年）10 月には「地球温暖化対策計画」が改定され、2030 年度の温室効果ガス排出量の削減目標が従来の 2013 年度比 26%削減から 46%に引き上げられました。また、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が懸念される中、令和元年（2019 年）の G20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみの削減に向けた国際的な枠組みを作ることで合意がなされました。

これらを契機として、世界的な企業では、使用する電力をすべて再生可能エネルギーで賄う「RE100（Renewable Energy 100%）*」への参画や、使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの削減に向けた代替資材の導入など、環境配慮の取り組みが拡大しています。また、金融機関や消費者も企業の環境配慮を評価するなど、社会・経済分野において環境を重視するとともに、環境への取り組みが企業価値の向上や快適で豊かな生活につながるという考え方も広まっています。

今後、本市においても、こうした動きを捉えながら、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めることが重要です。



(2) 「杜の都環境プラン」に基づくこれまでの取り組み

本市では、「杜の都」の良好な環境を将来へと継承するため、環境負荷の小さい持続的な発展が可能な都市を目指し、平成8年（1996年）に「仙台市環境基本条例」を制定しました。翌年3月には、条例に基づく環境基本計画として「杜の都環境プラン」（計画期間：平成9年度～平成22年度）を策定しています。この計画では、目指す環境都市像として、「『杜』にまなび、『杜』といきる都」を掲げ、人口増加や市街地の拡大に伴う、自動車公害の深刻化、自然生態系への影響、廃棄物の増加などの課題に対応するため、公害防止対策や自然環境の保全、ごみ減量・リサイクルなどの取り組みを進めました。



平成23年（2011年）3月には、計画期間の満了に伴い、新たな「杜の都環境プラン」（計画期間：平成23年度～令和2年度）を策定しました。この計画では、これまでの計画の理念や考え方を継承しつつ、地球温暖化対策や生物多様性*の確保等の重要な課題に対応するため、目指す環境都市像として「『杜』と生き、『人』が生きる都・仙台」を掲げ、低炭素都市づくりや資源循環都市づくり、自然共生都市づくりなどに取り組んできたところです。平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災からの復旧・復興に向けては、震災廃棄物をいち早く適正に処理したほか、東部地域の農業やみどりの再生などに取り組んできました。また、本市は防災環境都市*として防災と環境を基軸としたまちづくりを進めており、平成28年（2016年）3月に計画を改定した際には、新たに防災の視点を取り入れ、環境にやさしく、災害にも強い分散型エネルギー*の普及等に取り組みました。こうした取り組みにより、この計画で掲げる定量目標については、温室効果ガス*排出量やリサイクル率等の項目で進捗が遅れが見られるものの、ごみの総量やみどりの総量、身近な生きものの認識度、日常生活における環境配慮行動の実践状況等の項目は概ね良好な結果となりました。

令和3年（2021年）3月には、計画期間の満了に伴い、新たに本計画を策定しましたが、同年10月に国の「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標が従来の2013年度比26%削減から46%に引き上げられるなど、国内外の気候変動対策がこれまで以上に加速しているところです。そのため、「仙台市地球温暖化対策推進計画」とともに、本計画における2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標などの脱炭素の分野について、令和7年度の間評価に先立ち、令和5年度に計画を改定することとしました。

先人から受け継がれてきた杜の都の良好な環境は、本市の重要な都市個性であり、まちづくりの基盤です。本市が、将来にわたり魅力的な都市として持続的に発展していくためには、良好な環境を保全・継承することはもとより、今後は、本市の強みを活かしながら、環境面から都市の質を高め、まちの成長へとつなげていくことが重要です。

「杜の都環境プラン（計画期間：平成 23 年度～令和 2 年度）」における定量目標の達成状況

定量目標	実績	評価※
① 温室効果ガス*排出量 令和 2 年度（2020 年度）における排出量を平成 22 年度（2010 年度）比で 0.8%以上削減します。 【基準値：764 万 t-CO ₂ 以下】	721 万 t-CO ₂ (令和 2 年度)	◎
② ごみの総量 令和 2 年度（2020 年度）に 360,000t 以下とします。	363,336t (令和 2 年度)	○
③ リサイクル率 令和 2 年度（2020 年度）に 35%以上とします。	27.3% (令和 2 年度)	△
④ 燃やすごみの量 令和 2 年度（2020 年度）に 305,000t 以下とします。	314,499t (令和 2 年度)	△
⑤ みどりの総量（緑被率） 令和 2 年度（2020 年度）におけるみどりの総量（緑被率*）について、現在の水準を維持・向上させます。 【基準値：平成 21 年度（2009 年度）78.8%】	78.4% (令和元年度)	○
⑥ 猛禽類の生息環境 生態系の頂点に位置する猛禽類*の生息環境を維持・向上させます。	オオタカ及びサシバについて、生息適地の減少が見られる (令和 2 年度)	△
⑦ 身近な生きものの認識度 市民の認識度を現在よりも向上させます。 【基準値：平成 22 年度（2010 年度）440.7%】（9 種合計 900%中の値）	505.3% (令和元年度)	◎
⑧ 環境基準の達成状況 大気や水、土壌などに関する環境基準*（二酸化窒素*についてはゾーン下限値）について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持します。	大気汚染・水質汚濁・騒音に係る基準について一部非達成 (令和 2 年度)	○
⑨ 環境に関する満足度 令和 2 年度（2020 年度）における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。 【基準値：平成 20 年度（2008 年度）213.0%】（8 項目合計 800%中の値）	209.2% (平成 30 年度)	○
⑩ 日常生活における環境配慮行動 令和 2 年度（2020 年度）における、日常生活における環境配慮行動について、「常に行っている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。 【基準値：平成 20 年度（2008 年度）632.3%】（19 項目合計 1,900%中の値）	638.0% (平成 30 年度)	◎

※ ◎：達成、○：概ね達成、△：未達成

【要因等】

- ① 温室効果ガス排出量：新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞等の影響によるもの。
- ③ リサイクル率：資源物である新聞・雑誌等の紙類や缶・びん類が減少していること等によるもの。
- ④ 燃やすごみの量：事業系可燃ごみの減量が進まなかったこと等によるもの。
- ⑥ 猛禽類の生息環境：郊外部における開発事業や東日本大震災時の津波の影響等により、猛禽類の営巣地や採餌環境となる樹林地や農耕地が減少していることによるもの。

(3) 仙台市の強み

○ 多様な自然環境とそのつながり

本市は、市域の約8割がみどりに覆われており、その割合の大きさは、政令指定都市の中で第3位と、豊かな自然環境を有しています。

また、市域は奥羽山脈から太平洋までの広がりを持ち、その地形の連続性の中に、原生的な森林や里地里山をはじめ、市街地のみどり、東部に広がる農地、源流から河口まで流れる河川、多様な生きものが生息する干潟や砂浜など、多様で多彩な自然環境がつながりをもって分布しています。

これらの自然環境は、私たちにきれいな空気や水、食料等を供給してくれるだけでなく、安らぎや潤いを与えてくれるなど、私たちの豊かな暮らしを支えるとともに、本市の都市個性である「杜の都」を特徴づけています。

○ 都市と自然のバランスがとれたまち

本市は人口100万人を超える大都市でありながら、定禅寺通に代表される緑美しいケヤキ並木や、都心を流れる清流・広瀬川、市街地に近接する青葉山など、都市機能と豊かな自然環境が調和した魅力的な都市空間を形成しています。また、^{いくね}居久根*や四ツ谷用水など、自然の恵みを暮らしやまちづくりに活かしてきた歴史があり、現在もケヤキ並木などのみどりの空間を活用し、青葉まつり等のイベントが行われ、市外からも多くの人々が訪れています。

こうした「杜の都」の美しい自然や生活環境は、この地に住まう人々によって今日まで大切に守り育まれてきました。現在も多くの市民が、仙台を住みやすいと感じる理由として自然環境に恵まれている点をあげるなど、都市と自然のバランスがとれたまちの姿は本市の大きな魅力となっています。

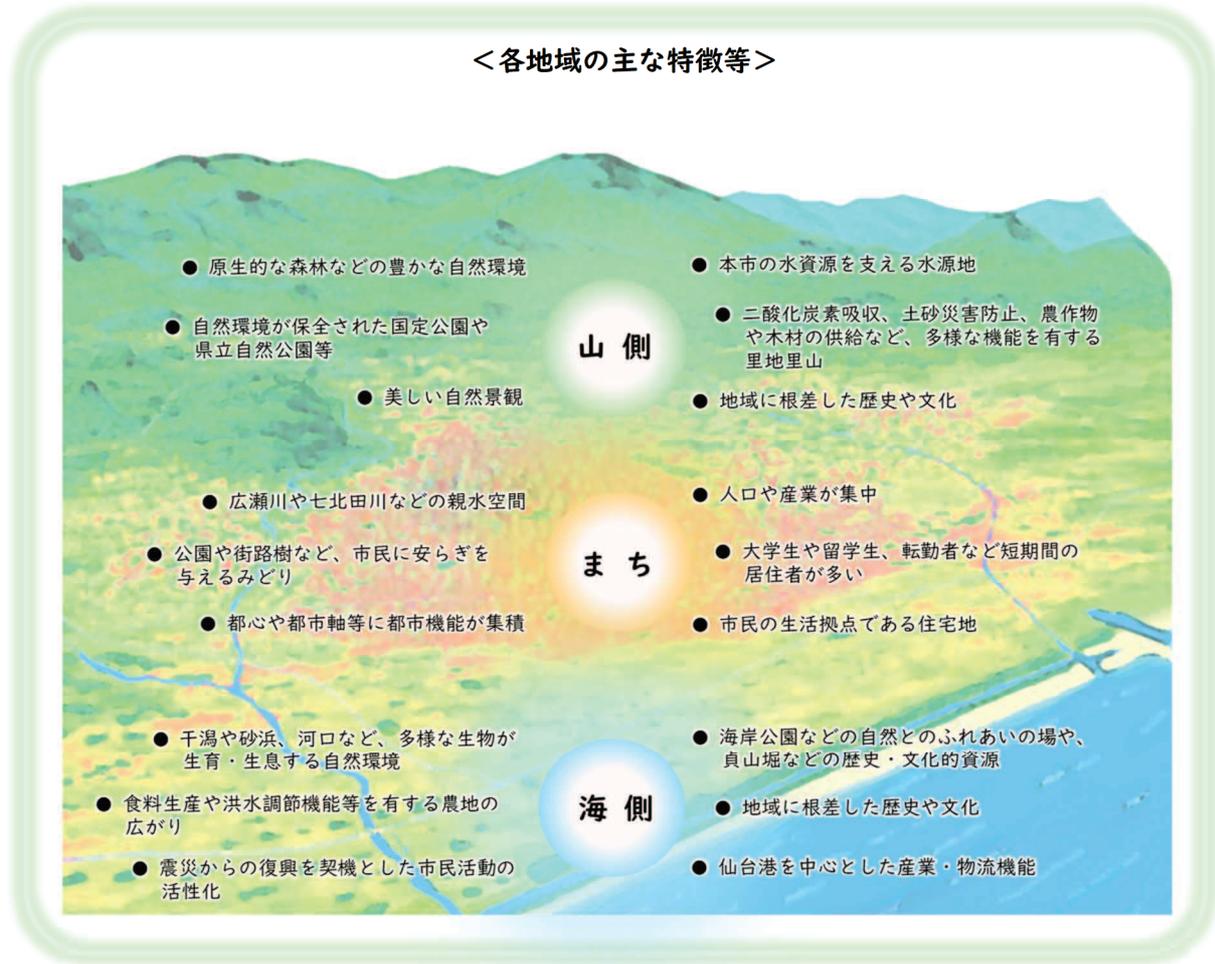
○ 市民協働で環境課題に取り組む力

東北の中核都市である本市には、多くの事業所が集積するとともに、大学などの高等教育機関が立地し、「学都」としての知的資源や人材が集い、市民団体等による市民活動や、町内会等による地域における活動も盛んに行われています。

また、本市には「杜の都」の環境をよりよいものとしていくという共通の目標のために、様々な環境課題に協力して取り組んできた歴史があります。昭和30年代（1950～60年代）以降、急速に都市化が進み、公害問題が深刻化する中、市民と行政が一体となって、「健康都市宣言」（昭和37年（1962年））や「公害市民憲章」（昭和45年（1970年））を制定するとともに、自動車のクラクション騒音に端を発する「町を静かにする運動」や、汚濁が進んだ河川の浄化運動、「脱スパイクタイヤ運動」等の市民運動が行われてきました。

こうした、よりよい環境づくりのために協力して問題の解決に挑む市民協働の精神は、今日まで引き継がれており、現在も、環境づくりに関わる活動経験や専門性を持った多様な主体が協働し、様々な環境課題に取り組んでいます。

<各地域の主な特徴等>



2 今後の方向性

環境施策をとりまく動向や本市の強みを踏まえ、今後、本市が持続可能なまちを実現するために目指す方向性を、以下のとおりとします。

(1) 仙台らしい、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの定着

持続可能な社会の構築に向けては、様々な状況下においても、あらゆる主体が日々の営みの中で環境に配慮した行動を実践していくことが重要であり、市民一人ひとりの意識の変革が求められます。また、新型コロナウイルス感染症対策をきっかけとして、テレワークの普及や、食事の持ち帰り・配達が増加するなど、市民のライフスタイルやビジネススタイルが変容しており、こうした機会も捉えながら、より環境に配慮した行動の定着を図ることが重要です。

本市には、豊かな自然環境がつながりをもって分布しているという自然地理的な特色に加え、環境づくりに関わる活動経験や専門性を持った多様な主体が存在しているという強みがあります。こうした場や人材を活かして気づきや学びの機会を創出し、無理なく真似したくなるような環境配慮行動を広めることにより、仙台らしい、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの定着を図ります。

(2) 資源の活用と市域内での循環

従来の環境施策は、良好な環境を保全することが重視されてきました。しかしながら、環境課題が多岐にわたり、社会・経済分野とも深く関わっている今日においては、環境保全はもとより、本市の強みである豊かな自然環境や、環境課題に取り組む市民の力を資源として捉え、積極的に活用していく視点が必要です。また、今後、大規模災害や新たな感染症など様々な事態が発生した場合にあっても、本市が持続可能なまちであるためには、資源をできる限り域内で循環させることが重要です。

そこで、人口や産業が集中し、社会・経済活動の中心となる都市部と、山から海まで広がる恵み豊かな自然環境がつながりを持って分布している本市の地の利を活かし、各地域の特色ある資源を活用しながら、市域内での循環を図ります。

(3) 仙台を起点とした環境価値の創造・発信

これまで、環境への取り組みは、どちらかと言えば、経済成長や快適な生活と相反するものというイメージを抱かれがちでしたが、近年、SDGs*などを背景として、環境への取り組みが企業価値の向上や快適で豊かな生活につながるとの考え方が広まっています。

そのため、本市の強みを活かしながら、環境への取り組みを推進するとともに経済の活性化や心の豊かさ、まちの品格・風格の向上を図るなど、新たな環境価値を創造し、まちの成長へとつなげていくことが重要です。特に新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけとし、都市から地方への関心が高まる中、仙台が「選ばれるまち」として、その優位性を高めていくためには、豊かな自然環境と都市機能が調和した都市空間など、本市の強みにさらに磨きをかけながら、環境と成長の好循環を図っていくことが一層重要となってきます。

また、市民のみならず、進学や転勤を機に本市に一時的に居住する人々や、観光などで本市を訪れる人々に、本市で環境価値を実感してもらい、それを新たな場所で広めてもらうなど、本市を起点とした環境価値の発信を図ります。

第3章 目指す環境都市像

1 環境都市像

本計画では、目指す環境都市像として「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を掲げ、本市の重要な都市個性であり、まちづくりの基盤となる「杜の都」の良好な環境を維持・向上させ、将来へと確実に継承するとともに、本市の強みを活かしながら、魅力的な都市として持続的に発展していくことを目指します。

また、前章で整理した今後の方向性等を踏まえ、この環境都市像のもと、目指すまちのあり方を次のとおり掲げます。本市における環境面からの持続可能な社会とはこのようなまちを実現することであり、このことにより世界全体での持続可能な社会の構築にも貢献します。

杜の恵みを活かした、持続可能なまち

「杜の都」の良好な環境を保全・継承するとともに、本市の強みを活かしながら、持続的な発展が可能なまち

～目指すまちのあり方～

「全ての主体が環境のことを考え、行動するまち」を目指します

持続可能な社会の構築に向けては、一人ひとりが環境に配慮したアクションを起こすことが重要です。

環境配慮行動が、快適で豊かな暮らしや企業価値の向上、そしてまち全体の成長につながるという考え方が共有され、多様な主体が連携・協力しあうことにより、仙台らしい、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルが定着したまちを目指します。

また、こうした行動のあり方を「杜の都スタイル」として内外に発信します。



「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」を目指します

本市の強みである、多様な自然環境や、自然と調和した都市環境、そして環境課題に取り組む市民の力を「杜の都」の資源として捉え、最大限活かすとともに、地域や人をつなぎ、市域内での循環を図る持続可能なまちを目指します。



「環境への取り組みが新たな価値を生み、成長を促すまち」を目指します

本市の強みを活かしながら、環境への取り組みを推進し、あわせて経済の活性化や、心の豊かさ、まちの品格・風格も向上させ、環境と成長の好循環が生まれ、続いていくまちを目指します。

また、仙台を起点として環境価値を広め、杜の都のブランド力の向上を図ります。



2 環境都市像の実現に向けた施策体系

環境都市像の実現に向け、「脱炭素都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「快適環境都市づくり」、これらに共通する「行動する人づくり」の5つの分野別の環境施策を推進します。

各分野においては、目指す都市の姿とともに、その指標となる定量目標を設定し、計画の進行管理を図ります。

さらに、環境都市像の実現に向け、本市が重点的に進めていく取り組みとして、新たに3つのプロジェクトを設定します。

【環境都市像】

杜の恵みを活かした、持続可能なまち

～目指すまちのあり方～

「全ての主体が環境のことを考え、行動するまち」を目指します

「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」を目指します

「環境への取り組みが新たな価値を生み、成長を促すまち」を目指します

【分野別の環境施策】

脱炭素都市づくり

- ① 脱炭素型のまちの構造をつくる
- ② 脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める
- ③ 環境にやさしい交通への転換を進める
- ④ 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる
- ⑤ 気候変動によるリスクに備える

自然共生都市づくり

- ① 豊かな自然環境と多様な生きものを守る
- ② 恵み豊かな里地里山を活性化させる
- ③ グリーンインフラをまちづくりに活かす
- ④ 自然や生きものへの愛着をはぐくむ

資源循環都市づくり

- ① 資源を大切に使う行動を定着させる
- ② 資源の有効利用を進める
- ③ 廃棄物の適正な処理体制を確保する

快適環境都市づくり

- ① 健康で快適な生活環境を保全する
- ② 開発事業等における自主的な取り組みを促進する
- ③ 地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める

行動する人づくり

- ① 環境にやさしい行動の輪を広げる
- ② 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる

【重点的な取り組み】

分野別の環境施策の中から、環境都市像のもと目指す3つのまちのあり方の具現化に向け、特に効果的な施策を組み合わせ

輝く！
グリーン&クリーン都市
プロジェクト

つながる！
エネルギー循環
プロジェクト

広がる！
エコアクション
プロジェクト

第4章 分野別の環境施策

1 脱炭素都市づくり

(1) 目標

目指す都市の姿

活力や快適性を備えながら、脱炭素化と気候変動*による影響への適応が実現したまち

定量目標

温室効果ガス排出量

<中期目標>

令和12年度（2030年度）における温室効果ガス*排出量を平成25年度（2013年度）比で〇%以上削減（森林等による吸収量を含む）します※1

<長期目標>

令和32年（2050年）温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します※2

※1 国が「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和3年（2021年）10月）で定める令和12年度（2030年度）における電源構成等を前提とした、国の「地球温暖化対策計画」（令和3年（2021年）10月）に基づく施策に加え、本市独自の施策による温室効果ガスの削減量を積み上げることにより設定

※2 排出量実質ゼロとは、温室効果ガスの排出削減と吸収源確保の取り組みにより、排出量と吸収量を均衡させることであり、その達成に向けては、国が示す温室効果ガスの大幅削減につながる技術革新等（エネルギー消費量を実質ゼロ以下にする建築物の実現・普及や二酸化炭素*を回収・リサイクルする技術など）の動向を踏まえ、率先して取り組みを進めていくことが必要

(2) 現状と課題

地球温暖化を一因とする気候変動や自然災害の増加は、世界的に喫緊の課題となっています。本市においても、近年は、平均気温が上昇傾向にあり、大雨の日数が増加傾向にあるなど、その影響が表れはじめています。

本市では、平成28年（2016年）3月に策定した「仙台市地球温暖化対策推進計画2016-2020」において、「パリ協定*」を踏まえた国の目標を上回る温室効果ガス削減目標を設定し、低炭素都市づくりを推進してきました。また、震災の経験を踏まえ、環境にやさしく、災害にも強い分散型エネルギー*の普及や、市民、事業者との協働による省エネ・創エネ・蓄エネの3E*の普及啓発等にも取り組んでいます。こうした取り組みにより、近年、市域からの温室効果ガス排

出量は減少傾向にあります。

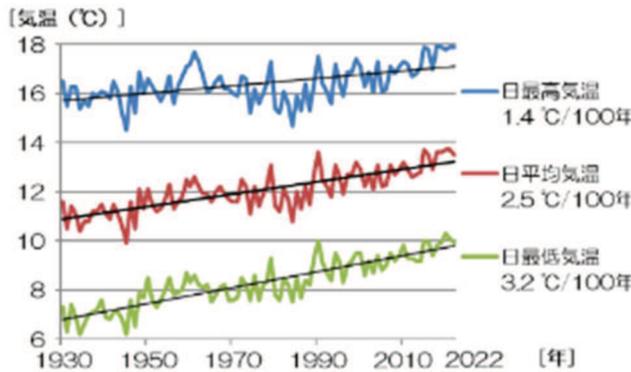
国際社会では、パリ協定*の発効を踏まえ、世界全体で、温室効果ガス*排出量の実質ゼロに向けた取り組みが加速しています。国においても、令和元年(2019年)6月に策定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の中で、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会*の実現を目指すことを掲げ、令和2年(2020年)10月には、令和32年(2050年)までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことの宣言がなされました。さらに、令和3年(2021年)10月には、「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標が従来の2013年度比26%削減から46%に引き上げられました。

また、近年の気候変動*による影響の深刻化を踏まえ、平成30年(2018年)12月には「気候変動適応法」が施行され、これまでの温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和策*」に加え、今後は、気候変動による影響にあらかじめ備え、リスクの低減を図る「適応策*」をあわせて進めていくことが求められています。

こうした状況の中、本市では、令和元年(2019年)10月に「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を制定しました。本市は、真夏日と真冬日の合計日数が政令指定都市の中で最も少ないなど、穏やかな気候に恵まれています。この良好な環境を確保していく上でも、今後は、脱炭素社会の実現を目指し、地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図りながら、市民や事業者等と協働し、温室効果ガス排出削減の取り組みをより一層加速していくことが必要です。

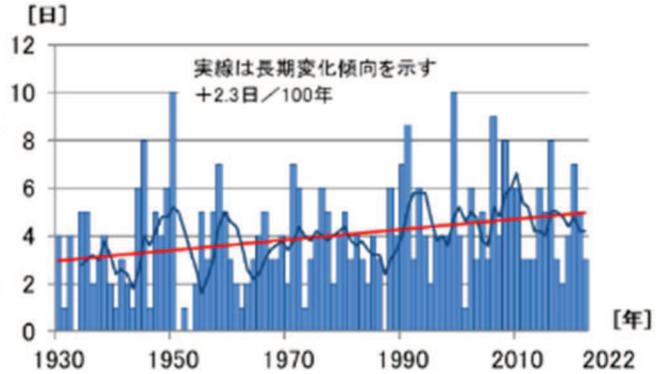
具体的には、都市機能を集約し、エネルギー効率の高いコンパクトなまちづくりを進めるとともに、エネルギーの地産地消を進め、災害にも強い脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進めることが重要です。また、市域から排出される温室効果ガスの内訳では、業務部門などからの排出が大きいことから、事業活動からの温室効果ガス排出削減を効果的に進めることに加え、運輸部門や家庭部門からの削減に向け、環境にやさしい交通への転換や脱炭素型のライフスタイルの定着等を図ることが必要です。さらに、これらの緩和策に加え、本市が防災環境都市*として安全安心なまちづくりを進める上でも、地球温暖化を一因とする気候変動により引き起こされる自然災害や健康への影響を軽減するなど、気候変動影響への適応策に取り組んでいくことが求められます。

本市における気温の変化傾向



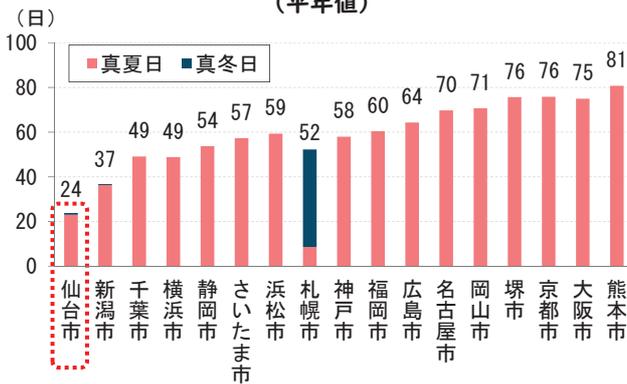
(出典) 仙台管区気象台資料を基に作成

本市における日降水量 50mm 以上の年間日数



(出典) 仙台管区気象台資料を基に作成

各政令指定都市における真夏日及び真冬日の合計日数 (平年値)

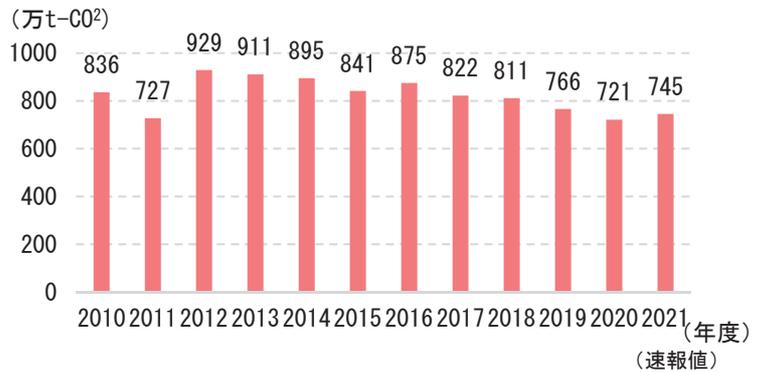


※ 年間の真夏日は最高気温 30°C 以上、真冬日は最高気温 0°C 未満の日数

※ 平年値は、1991～2020 年の 30 年の平均値

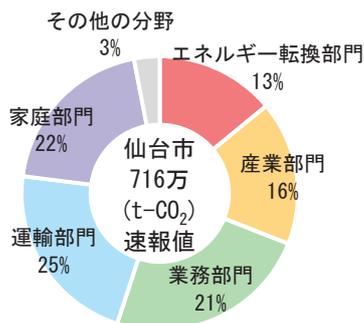
(出典) 気象庁資料を基に作成

本市における温室効果ガス*排出量の推移



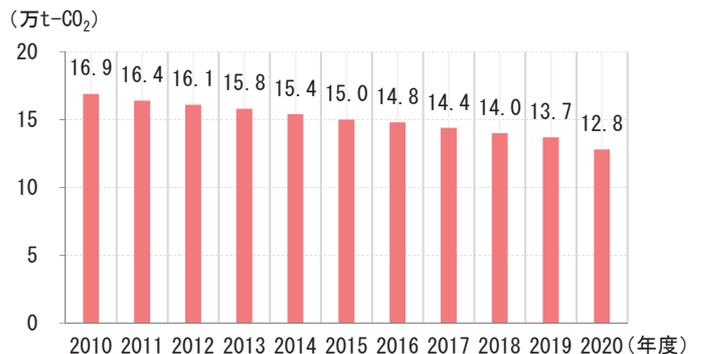
(出典) 環境局資料

温室効果ガス排出量の内訳 (令和 3 年度 (2020 年度))



(出典) 環境局資料

本市における森林等による温室効果ガス吸収量の推移



(出典) 環境局資料

(3) 施策体系

脱炭素都市づくり

① 脱炭素型のまちの構造をつくる

- ア 機能集約型の都市づくりを進める
- イ 自然の働きを活かしたまちづくりを進める

② 脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める

- ア エネルギーの地産地消を進める
- イ 脱炭素型の建築物等の普及を進める

③ 環境にやさしい交通への転換を進める

- ア エネルギー効率の高い交通体系の構築と利活用を進める
- イ 環境にやさしい交通手段の利用を促す

④ 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる

- ア 行動の輪を広げる

⑤ 気候変動によるリスクに備える

- ア 適応策を推進する

(4) 施策の方向

① 脱炭素型のまちの構造をつくる

市街地の拡大を抑制し、都心や拠点、鉄道駅を中心に、それぞれの地域特性に応じた都市機能を集約することにより、コンパクトでエネルギー効率の高いまちづくりを進めます。また、杜の都の豊かな自然環境を保全し、その機能を十分に活かしながら、脱炭素社会*の実現を目指した都市構造を形成していきます。

ア 機能集約型の都市づくりを進める

- 1 仙台駅を中心とした都心では、高次な都市機能の集積によるにぎわいと交流、継続的な経済活力を生み出し続ける躍動する都心を目指し、都心部の再構築を進めます。
- 2 都市圏の活動を支える広域拠点（泉中央地区及び長町地区）では、都心との機能分担や連携を踏まえながら、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の集積を図ります。
- 3 東西と南北の地下鉄沿線を十文字型の都市軸と位置づけ、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の更新・集積を図ります。
- 4 市街地における JR 等の鉄道沿線では、交通利便性を活かし、駅を中心に居住機能や暮らしに必要な都市機能を誘導します。
- 5 郊外居住区域においては、様々な世代やライフスタイル、地域の実情等に応じて、生活の質を維持するために必要な都市機能の確保を図ります。
- 6 都市の骨格を成す都市計画道路の整備を進めるとともに、渋滞対策等により、道路交通の円滑化を図ります。

イ 自然の働きを活かしたまちづくりを進める

- 1 環境保全や土地利用規制等に関する関係法令を適正に運用し、二酸化炭素*の吸収源となる森林の保全に努めます。
- 2 市有林の適切な整備や私有林に対する経営管理支援を行うとともに、市民団体等による保全活動や木材利用を促進することにより、森林の保全や更新に努め、二酸化炭素吸収機能の維持向上を図ります。
- 3 東部田園地域の保全による市街地への海風の流入確保や、都心を流れる広瀬川の保全、緑化の推進等により、ヒートアイランド現象*の緩和を図るなど、自然の働きを活かしたまちづくりを進めます。

② 脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める

再生可能エネルギーの普及を図るなど、エネルギーの地産地消を進めます。また、エネルギー性能の高い建築物等の普及を図り、災害にも強い脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進めます。

ア エネルギーの地産地消を進める

- 1 太陽光やバイオマス*などの再生可能エネルギーについて、関係法令等に基づき、導入から運用、廃棄・リユース・リサイクルに至るまで適切な管理と環境配慮がなされるよう対応を促しながら、普及を図ります。
- 2 自家消費型の太陽光発電や蓄電池等の導入促進に向けた取り組みを推進します。
- 3 再生可能エネルギーや、エネルギー性能が高い設備・技術等を公共施設へ積極的に導入するとともに、民間施設への普及を図ります。
- 4 事業者と連携し、地域材を活用した木質バイオマスのエネルギー利用を推進します。
- 5 食品廃棄物や剪定枝などの廃棄物系バイオマスについて、エネルギー利用を促進します。また、廃棄物処理に伴う温室効果ガス*排出を削減するため、ごみの減量や資源の有効利用に向けた取り組みを進めます。
- 6 ごみ焼却により発生する熱を活用した発電や、温水プール等への熱供給等について、清掃工場の改修等にあわせ、さらなる高効率化を図ります。また、発電した電力を有効活用するため、市有施設における積極的な利用等について検討します。
- 7 下水処理において発生する下水汚泥を有効利用し、バイオガス*による発電を進めるとともに、環境負荷の低い汚泥処理について検討を進めます。
- 8 地域の再生可能エネルギーやコージェネレーション（熱電併給）システム*など、防災性の高い分散型エネルギー*の導入を促進します。
- 9 エネルギーの変換ロスがない、太陽熱や地中熱などの熱利用設備の導入を促進します。
- 10 水素エネルギーなどの次世代エネルギーの利活用に向けた取り組みについて検討します。
- 11 重油等を燃料とする設備から、熱量当たりの二酸化炭素*や大気汚染物質の排出の少ない天然ガスを主原料とする都市ガスへの積極的な転換を促進します。
- 12 エネルギーの効率的な利用や防災力の向上を図るため、公共施設に設置した太陽光発電と蓄電池を組み合わせたシステムを活用し、消費電力のピークカット*や停電時の電力供給の取り組みを推進します。

イ 脱炭素型の建築物等の普及を進める

- 1 建築物の新築や建替等の機会を捉え、ZEB（Net Zero Energy Building）*などの断熱・気密性やエネルギー効率の高い建築物の整備を促進します。また、複数の建築物でエネルギーを効率的に利用するなど、面的なエネルギー利用を促進します。
- 2 環境アセスメント*制度や、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく届出などを活用し、建築物のエネルギー性能の向上を図ります。
- 3 事業活動からの温室効果ガス*排出削減を推進する「温室効果ガス削減アクションプログラム*」等により、事業者の再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入を促進します。
- 4 公共施設において、太陽光発電や地中熱等の再生可能エネルギー、最新の省エネルギー・高効率設備等の導入に努めるとともに、建物の断熱性能の向上に向けた取り組みを推進します。
- 5 本市独自の断熱基準により、住宅の断熱・気密化を促進するとともに、再生可能エネルギーや省エネルギー機器等の導入を促進するなど、ZEH（Net Zero Energy House）*をはじめとした快適でエネルギー性能の高い住宅の普及を推進します。
- 6 地球温暖化への影響が大きいフロン類*や一酸化二窒素（病院における麻酔剤等）等について、適正な管理・回収が行われるよう周知啓発を図ります。
- 7 家電製品等について、より省エネルギーな製品への買い替えを促進します。また、暖房・給湯設備等について、温室効果ガスの排出量が多い灯油から、電気・ガスへの転換を促進します。

③ 環境にやさしい交通への転換を進める

環境負荷が小さく、快適で安全に利用できる公共交通を中心とした交通体系の構築とその利活用を進めます。また、健康増進にもつながる徒歩や自転車など、環境にやさしい交通手段の利用促進に取り組みます。

ア エネルギー効率の高い交通体系の構築と利活用を進める

- 1 鉄道にバスが結節する交通体系の構築に継続して取り組むとともに、乗り継ぎ駅の利便性の向上を図るなど、鉄道を基軸とする交通ネットワークの充実を図ります。
- 2 都心への主な移動手段が、都心直行型のバスとなっている地域を運行するバス路線のうち、運行頻度や利用者数が多い区間を「バス幹線区間」として設定し、定時性や速達性を確保するなど、都心へのアクセス性の向上を図ります。
- 3 市民、交通事業者、行政の適切な役割分担のもと、日常生活を支える地域交通の確保に取り組みます。
- 4 駅やバス車両等のバリアフリー化など、利用者の利便性の向上を図ることにより、公共交通の利用を促進します。
- 5 市民、交通事業者等との協働により、公共交通の利便性の高さや環境負荷の小ささなどの周知を行い、自動車から公共交通への転換を促進する「モビリティ・マネジメント」を推進します。

イ 環境にやさしい交通手段の利用を促す

- 1 公共交通の利用促進や、来訪者の増加による賑わいの創出を目指し、モビリティとまちのアクティビティを一つのサービスとして提供する MaaS (Mobility as a Service) を推進します。
- 2 自転車通行空間の整備や駐輪場の確保等を進めるとともに、ルール・マナーの周知を図りながら、自転車に乗る楽しさを発信し、自転車利用を推進します。また、コミュニティサイクル* (ダテバイク) について、利用促進を図ります。
- 3 都心部において、居心地が良く歩きたくなる歩行者空間を創出し、徒歩での移動を促進するため、市民団体等と連携しながら、道路空間の柔軟な利活用に取り組むとともに、道路空間の再構成について検討します。
- 4 電気自動車等の次世代自動車*の普及を進めるとともに、環境にやさしいエコドライブを推進します。
- 5 市が保有する公用車について、率先して電動車*等の導入を進めます。また、環境にやさしいバス車両の導入を進めます。
- 6 自動車の使用頻度の減少につながる、カーシェア・レンタカーの利用促進を図ります。

④ 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる

日常生活や事業活動の中で、温室効果ガス*排出削減につながる行動を誘導・促進する仕組みを整えます。また、気づきや学びの機会を提供し、市民や事業者の環境配慮行動の輪を広げます。

ア 行動の輪を広げる

- 1 省エネなどの取り組みの「見える化」や、ポイント・特典などのインセンティブを設けるなど、日常生活や事業活動における温室効果ガス排出削減につながる行動を促進します。
- 2 温室効果ガス排出が少ないなど、環境負荷の小さい商品やサービスの選択を促す「COOL CHOICE*」の取り組みを推進します。
- 3 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出削減に向けて、プラスチックごみや食品ロス*の削減など、資源を有効かつ大切に使う行動の定着を図ります。
- 4 事業者との連携による「温室効果ガス削減アクションプログラム*」の推進や、環境マネジメントシステム*の導入促進等により、事業活動における温室効果ガス排出削減とエネルギーコストの削減を進めます。
- 5 地元企業や大学等と連携し、次世代エネルギーの研究開発を促進するなど、脱炭素ビジネスの推進を図ります。
- 6 高断熱住宅の普及促進に向け、建築関係団体等との連携により、地元工務店等の作り手の育成を図ります。
- 7 行政による支援や金融機関への働きかけ等により、事業者による環境投資の促進を図ります。
- 8 企業等の地球温暖化対策を促す RE100*や CDP*等の国際的な取り組みについて、普及を図ります。
- 9 市民団体や事業者、大学等と連携し、環境教育・学習の推進や周知啓発を強化するなど、行動や実践につながる気づきや学びの機会の充実を図ります。
- 10 市民や事業者などの先進的な取り組みや優れた取り組みについて、評価・認定するとともに、情報発信を行うなど、意識の向上や行動の促進を図ります。
- 11 市民や事業者等と協働して、省エネ・創エネ・蓄エネの 3E*の普及啓発を図る「せんだい E-Action」において、市民参加型のキャンペーンやイベント等を実施するなど、市民の環境配慮行動の促進を図ります。

⑤ 気候変動によるリスクに備える

激甚化する自然災害をはじめ、農作物の収量や品質の低下、熱中症による健康被害など、気候変動*の影響を把握し、リスクに備える適応策*に取り組みます。

ア 適応策を推進する

- 1 現在及び将来予測を含めた気候変動に関する最新情報の収集を行うとともに、関係機関との情報共有や連携を図ります。また、気候変動による影響への適応の重要性や具体的な取り組みについて、必要な情報発信や周知啓発を行います。
- 2 気候変動が農作物や自然環境に及ぼす影響を把握し、回避・低減するための対策等について周知啓発に努めます。
- 3 激甚化する自然災害に備えるため仙台市国土強靱化地域計画による取り組みを推進するとともに、ハザードマップ*による災害リスクや最新の防災情報の周知啓発により、被害の軽減を図ります。
- 4 暑熱による健康被害の防止を図るため、熱中症の適切な予防方法や対処方法について注意喚起を行うとともに、打ち水の実施や緑のカーテン*の普及等を進めます。
- 5 グリーンインフラ*の活用を進め、市街地における雨水流出抑制対策やヒートアイランド現象*の緩和等を図るとともに、森林や農地の保全などの生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR*）の取り組みを推進します。

3 資源循環都市づくり

(1) 目標

目指す都市の姿
限りある資源の大切さが認識され、資源が無駄なく、循環的に利活用されるまち

定量目標
ごみ総量（生活ごみ*と事業ごみ*の合計） 令和12年度（2030年度）におけるごみ総量を33万トン以下（令和元年度（2019年度）比で12%以上削減）にします
ごみの最終処分量 令和12年度（2030年度）におけるごみの最終処分*量を4.6万トン以下（令和元年度（2019年度）比で12%以上削減）にします
1人1日当たりの家庭ごみ排出量 令和12年度（2030年度）における1人1日当たりの家庭ごみ*排出量を400グラム以下（令和元年度（2019年度）比で14%以上削減）にします
家庭ごみに占める資源物の割合 令和12年度（2030年度）における家庭ごみに占める資源物の割合を30%以下（令和元年度（2019年度）比で12.5ポイント以上引下げ）にします

(2) 現状と課題

本市では、これまで平成23年（2011年）3月に策定した「仙台市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民や事業者等との連携により、ごみ減量・リサイクルの取り組みを進めてきました。

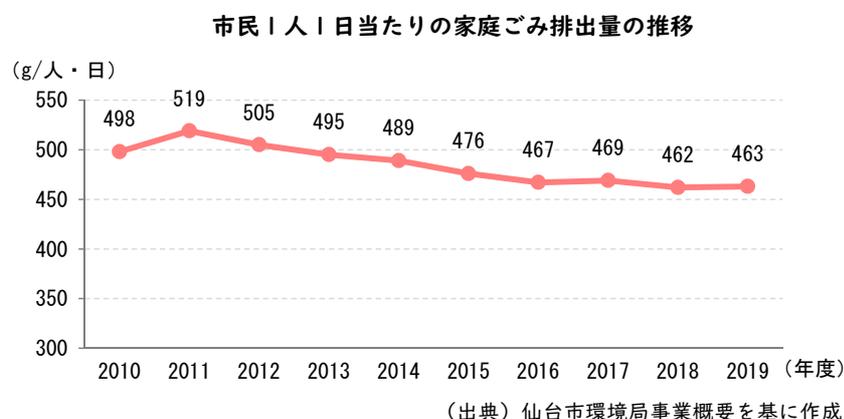
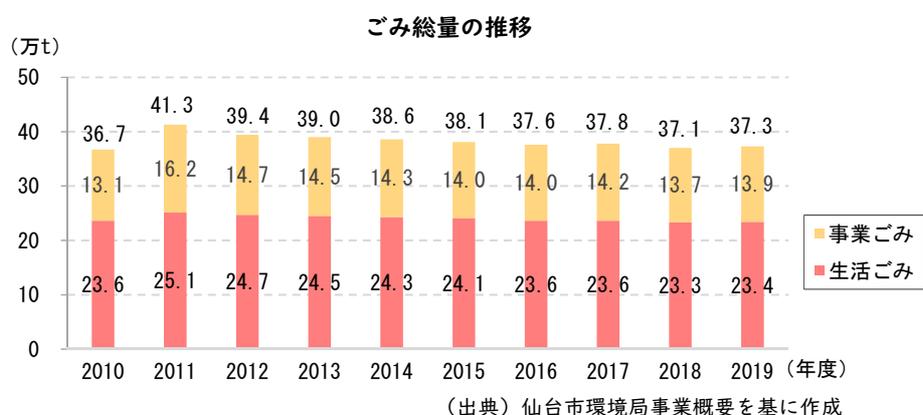
震災の影響により、一時的にごみの排出量は増加したものの、平成28年度（2016年度）から「ワケアップ! 仙台」をキャッチコピーとした全市的なごみ減量キャンペーンを展開したほか、これまで焼却処分されていた庭木の剪定枝やコーティングされた紙製容器包装等の再資源化の取り組み、事業ごみ等処理手数料の見直し等により、ごみ排出量は震災前の水準に戻りつつある状況です。一方、家庭ごみや事業ごみには、紙類などのリサイクルが可能な資源物の混入が依然として見られることから、再資源化の取り組みや分別排出の周知徹底に継続して取り組むことが必要です。

国が平成30年（2018年）6月に策定した「第4次循環型社会形成推進基本計画」においては、循環型社会*の形成に向け、持続可能な社会づくりとの統合的な取り組みや、ライフサイクル*全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進等が掲げられています。また、世界的な課題であるプラスチックごみや食品ロス*の削減に向けて、令和元年（2019年）に「プラスチック資源循環戦略」が策定されるとともに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施

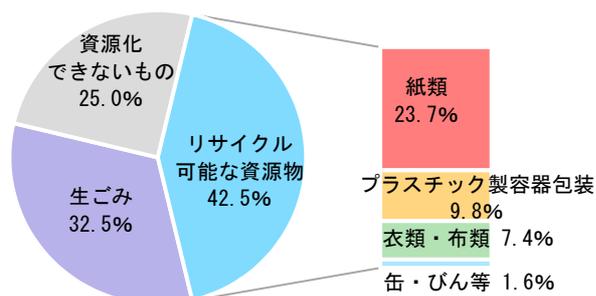
行されるなど、その取り組みが加速しています。

こうした状況を踏まえ、本市においても、持続可能な資源循環都市の実現に向け、市民や事業者との協働のもと、資源を大切に使う行動の定着や、資源の有効利用の推進など、3R*の取り組みを一層推進するとともに、プラスチックごみや食品ロス*の削減など、新たな課題に率先して対応していくことが求められます。また、ごみ減量・リサイクルの取り組みを推進することにより、廃棄物処理に伴う温室効果ガス*排出量を削減するなど、脱炭素都市づくりにも貢献することが重要です。

さらに、今後のごみの量や質の変化を捉えるとともに、災害時や感染症の蔓延時における対応策の検討を進めるなど、将来にわたり安全安心で安定的なごみ処理体制を確保していくことが求められます。



家庭ごみの組成 (令和元年度 (2019年度))



(出典) 環境局資料

(3) 施策体系

資源循環都市づくり

① 資源を大切に使う行動を定着させる

ア ごみの減量に向けた行動の定着を図る

② 資源の有効利用を進める

ア リサイクルの推進と拡大を図る

③ 廃棄物の適正な処理体制を確保する

ア 廃棄物の排出ルール徹底を図る

イ 将来にわたり安全安心で安定的なごみ処理体制の確保を図る

(4) 施策の方向

① 資源を大切に使う行動を定着させる

3R*のうち、「リデュース」（できるだけごみを出さない）と「リユース」（ものを繰り返し使う）を重視した、資源を有効かつ大切に使うライフスタイル・ビジネススタイルの定着を図ります。

ア ごみの減量に向けた行動の定着を図る

- 1 市民団体や事業者、学校など多様な主体と連携し、ものを大切に使う、繰り返し使えるマイバッグやマイボトル等を利用する、ごみの分別を徹底するなど、具体的な行動につながる分かりやすい広報・啓発や環境教育・学習を推進します。
- 2 市民団体や事業者等との協働により、使い捨て（ワンウェイ）プラスチック削減に向けた運動を展開するなど、プラスチックと上手につき合うライフスタイルの普及啓発を推進します。
- 3 食品ロス*の削減に向けて、地球温暖化対策や食育等の視点も取り入れながら、市民等への効果的な周知啓発や事業者への働きかけを行います。また、未使用食品を有効活用するフードドライブ*などの取り組みを推進します。
- 4 事業者に対し、廃棄物の発生が少ない、再生可能な材料を使うなど環境に配慮した製品やサービスの提供を促します。また、消費者がそうした製品やサービスを選択するよう周知啓発を行います。
- 5 プラスチックごみや食品ロスの削減をはじめ、ごみ減量・リサイクル推進等に積極的に取り組む事業者を評価・認定するとともに、情報発信を行うなど、意識の向上や行動への誘導を図ります。

② 資源の有効利用を進める

ごみの分別排出を徹底し、資源化が可能なものについてリサイクルを推進するなど、資源を有効利用する取り組みを進めます。

ア リサイクルの推進と拡大を図る

- 1 資源化が可能なごみについて、分別を促進するとともに、新たな再資源化の手法を検討するなど、さらなるリサイクルの推進・拡大に取り組みます。
- 2 家庭ごみ*や事業ごみ*への混入が多い、雑がみ*などの紙類の分別について、市民や事業者等と連携し周知啓発を推進します。
- 3 製品プラスチックを含む、プラスチック資源の分別収集に取り組むとともに、分別徹底を推進します。
- 4 市民団体等と連携した地域ぐるみでの生ごみ堆肥化の取り組みや、周知啓発等により、家庭や事業所での生ごみ減量・リサイクルを促進します。
- 5 食品廃棄物や剪定枝、下水汚泥等の廃棄物系バイオマス*について、エネルギーとしての利用や堆肥化等による資源の有効利用を促進します。
- 6 缶・びん・ペットボトルをはじめ、小型家電や庭木の剪定枝、廃食油などのリサイクルを推進するため、分別排出の周知啓発や分別を促進するための環境づくりに努めます。
- 7 平成 20 年度（2008 年度）から実施している家庭ごみ等有料化の効果について評価・検証し、ごみ減量・リサイクル推進と受益者負担の適正化の観点から、ごみ処理手数料のあり方について検討を行います。
- 8 町内会や子ども会など地域の活動と連携・協力し、資源物の回収を進めます。

③ 廃棄物の適正な処理体制を確保する

ごみの分別と適正な排出につながるよう、排出ルールの徹底を図ります。また、環境負荷が小さく、災害等にも対応したごみ処理体制の構築を図るなど、将来にわたり安全安心で安定的な処理体制の確保を図ります。

ア 廃棄物の排出ルールの徹底を図る

- 1 ごみ排出ルールや分別の徹底について、市政だよりや SNS 等の様々なツールを活用して周知啓発に努めます。また、本市での居住年数が短い市民や若年層、増加する外国人など、ターゲットを絞った効果的な啓発を行います。
- 2 クリーン仙台推進員*や町内会の方々など地域と連携し、ごみ集積所等における調査・啓発を行います。また、優れた集積所については認定・公表することにより、地域の取り組みを促進します。
- 3 ごみの散乱のない快適なまちづくりを進めるため、市民や事業者等との協働により、海洋ごみ削減にもつながるまちの美化活動を推進するなど、ごみをポイ捨てしない人づくりに取り組みます。
- 4 多量排出事業者等の計画書提出や、清掃工場に搬入される事業ごみ*の展開検査に基づく排出事業者への訪問指導等により、事業ごみの適正排出と資源物の分別を促進します。
- 5 廃棄物処理業者の指導・監督を行うとともに、法令に基づく優良認定業者について公表する等により、適正な処理を確保します。
- 6 地域と連携し、不適正排出*・不法投棄*への対策を実施するとともに、パトロールや監視カメラの設置等により、不法投棄の未然防止と早期発見を図ります。

イ 将来にわたり安全安心で安定的なごみ処理体制の確保を図る

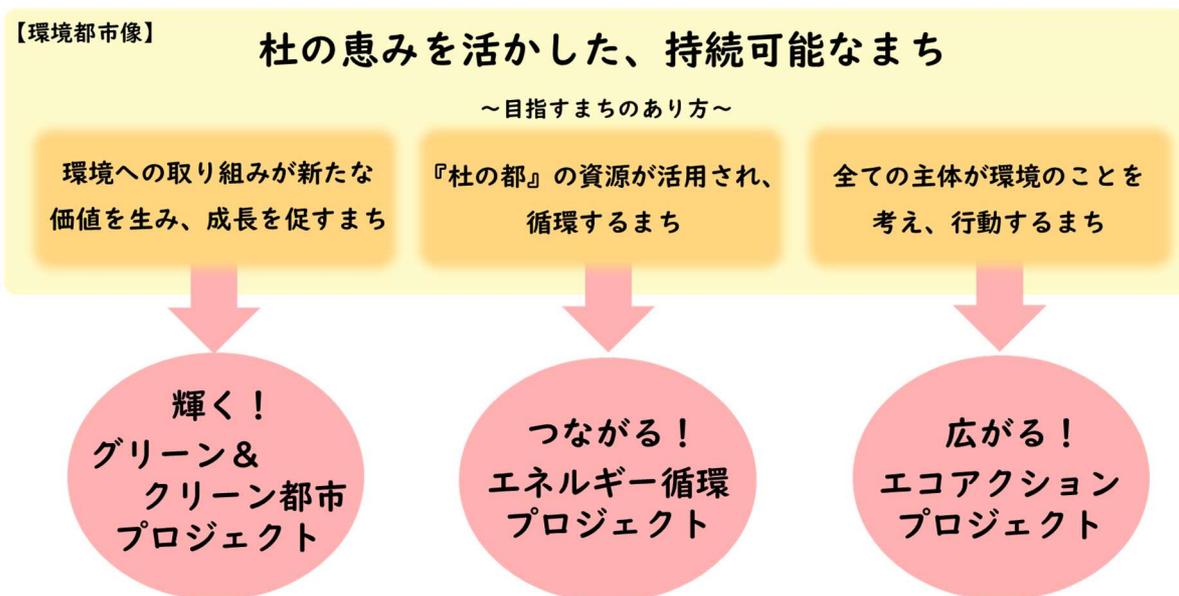
- 1 ごみ処理施設について、ごみの量の見込みや質の変化の予測を踏まえた上で、災害時等への対応や環境負荷の低減、経済性等を総合的に勘案し、改良や更新等を検討・実施することにより、適正な処理体制を確保します。また、施設の整備等の際には廃棄物由来のエネルギーのさらなる有効活用や、防災拠点としての機能確保等により、ごみ処理施設の価値向上を図ります。
- 2 環境にやさしい収集運搬車両の導入、バイオプラスチック*袋の導入検討など、環境負荷の小さいごみ処理体制の構築を進めます。
- 3 市民団体や地域住民等と連携し、高齢者等のごみ出し困難者を支援するなど、少子高齢化等に伴う社会課題に対応した市民サービスの向上を図ります。
- 4 大規模災害時にも対応できるよう、仙台市災害廃棄物処理計画に基づき、関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できる体制を確保します。
- 5 感染症の蔓延時のような他自治体等からの支援を受けることが困難な状況下においても、安定したごみ収集や施設の稼働など、適切にごみ処理を継続できる体制の構築を進めます。

第5章 重点的な取り組み

環境都市像の実現に向けた重点的な取り組みとして、以下の3つのプロジェクトを推進します。

各プロジェクトは、第4章で示した分野別の環境施策の中から、環境都市像のもと目指す3つのまちのあり方の具現化に向け、特に効果的な施策を組み合わせましたものです。

これらの3つのプロジェクトについて、多様な主体と連携しながら推進していきます。



【SDGs と各プロジェクトの関係】

3つのプロジェクトは、SDGs*の達成にも貢献するため、各プロジェクトに関連する主なゴールを示します。

SDGs を共通言語として、同じ目的意識のもと、多様な主体と連携しながら、プロジェクトを推進していきます。



1 輝く！グリーン&クリーン都市プロジェクト



「環境への取り組みが新たな価値を生み、成長を促すまち」を目指します

【ねらい】

「環境への取り組みが新たな価値を生み、成長を促すまち」の実現を図るため、都心部を中心に、企業や都心を訪れる市民等の環境配慮行動を促進しながら、経済の活性化やにぎわい創出を図るなど、新たな環境価値を創造し、環境にやさしい魅力的な都市として発信します。

【取り組みの方向】

グリーンビルディング等の環境にやさしい建築物の整備の促進

市役所新本庁舎を含め、都心部における建築物の新築や建替の機会を捉え、「グリーンビルディング*の整備を促進するための方針」等により、建築物の ZEB 化*を目指した取り組みや魅力ある緑化空間・景観の創出、地域の木材を含めた環境負荷の小さい資材の使用など、杜の都にふさわしい建築物の整備を促進します。

事業者と連携した環境にやさしいビジネスの推進

「温室効果ガス削減アクションプログラム*」の運用を通じ、事業者の環境投資を促進し、温室効果ガス*排出削減とエネルギーコストの削減を進めます。

また、事業者等と連携し、使い捨て（ワンウェイ）プラスチックや食品ロス*の削減、地元産の農作物や地域の木材利用に向けた取り組みを推進します。

先進的な取り組みや優れた取り組みについては、評価・認定し、情報を発信することにより、企業価値の向上と取り組みの拡大を図ります。

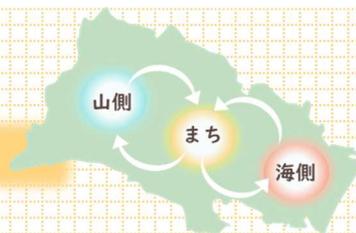
みどりを活用した、歩きたくなる魅力的な都市空間の創出

杜の都の象徴である定禅寺通や青葉通等において、居心地が良く歩きたくなる歩行者空間の創出に向け、市民団体等と連携しながら道路空間の柔軟な利活用に取り組むとともに、道路空間の再構成について検討します。また、公園や緑地、広瀬川等の水辺を活用し、市民や来訪者等が自然とふれあい、五感で楽しめる空間の創出に努めます。



2 つながる！エネルギー循環プロジェクト

「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」を目指します



【ねらい】

「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」の実現を図るため、自然の恵みを再生可能エネルギーとして活用するなど、エネルギーの地産地消や地域資源の循環の仕組みを構築します。

【取り組みの方向】

木質バイオマスの利用促進

森林経営計画に基づく市有林の整備や、森林環境譲与税*を活用しながら私有林の経営管理支援を行うなど、森林の適切な整備を進めます。また、事業者等との連携により、建築物等への木材利用や木質バイオマス*燃料への利用など、森林資源の有効利用を促進します。

さらに、街路樹や庭木等からの剪定枝について、事業者と連携し、再生可能エネルギーとしての活用を推進します。

廃棄物系バイオマスの利用促進

食品廃棄物や剪定枝、下水汚泥等の廃棄物系バイオマスについて、エネルギーとしての利用や堆肥化等による資源の有効利用を促進します。

また、清掃工場において、ごみ焼却により発生する熱を活用した発電や周辺施設における熱利用を推進するとともに、市有施設における積極的な利用など、発電した電力のさらなる有効活用を検討します。

3E（省エネ・創エネ・蓄エネ）の推進

市民・事業者・行政の協働による「せんだいE-Action」の取り組みを通じて、市民や事業者等の3E*の普及浸透を推進します。

また、本市独自の基準に適合した断熱性能の高い住宅や、ZEB*といった、快適でエネルギー性能の高い建築物の普及を図るほか、防災性の高い分散型エネルギーである太陽光発電や蓄電池等の導入を促進するなど、市民生活や事業活動における再生可能エネルギーの普及や効率的なエネルギー利用を推進します。



3 広がる！エコアクションプロジェクト

「全ての主体が環境のことを考え、行動するまち」を目指します



【ねらい】

「全ての主体が環境のことを考え、行動するまち」の実現を図るため、多様な自然環境や様々な主体の力を活かし、環境に関する気づきや学びの機会の充実を図ることにより、環境にやさしい行動の輪を広げ、「杜の都スタイル」の拡大を図ります。

【取り組みの方向】

「杜の都スタイル」の普及拡大

市民団体や事業者、学校などが実践する、無理なく真似したくなるような環境にやさしい取り組みを発掘、発信し、取り組みの水平展開を図ります。また、若者や専門家等のアイデアを取り入れながら、実践につながる効果的な普及啓発を推進し、市民・事業者等の日常的な環境配慮行動を広げることにより、「杜の都スタイル」の拡大を図ります。

効果的な環境教育・学習の推進

子どもたちを含め、市民・事業者が気軽に取り組めるよう、教育機関や市民団体等と連携し、体験型の環境学習の機会の充実を図るとともに、防災や歴史・文化、食、健康などの他分野と組み合わせた効果的な環境教育・学習を推進します。

また、大学等と連携した講座を開催するなど、環境に関する専門的な知識や最新の情報等を学べる機会の提供に努めます。

生物多様性保全推進事業の推進

カッコウやカジカガエルなど仙台にゆかりのある生きものに着目し、多様な主体と連携しながら、自然や生きものと直接ふれあい、その魅力や大切さについて学ぶ機会の充実を図ります。また、食や音楽、アート等と組み合わせるなど、五感で学びながら、生物多様性*の保全に向けた行動につながる、気づきの機会を創出します。

自然や歴史・文化などの地域資源を活かした体験型エコツアー*の開催等を通じて、環境配慮行動を促進するとともに、地域の環境資源の価値向上を図ります。

